

## 山形県観光施設経営強化支援事業助成金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、県内観光事業者のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進や高付加価値化に向けた取組等を積極的に行うために必要な経費を支援するため、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で観光事業者に対し助成金を交付する。

### (助成対象者)

第2条 この助成金の交付を受けることのできる観光事業者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山形県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている者、別表1の助成対象施設分類表に該当する観光立寄施設の営業を行っている者又は地域の観光振興や観光地域づくりを目的に設立された団体（以下「観光協会等」という。）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する施設（これに類するものを含む。）に該当しない者
- (3) 助成金の受給後も事業を継続する者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
  - エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
  - オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
  - キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する施設でないもの

### (交付の対象)

第3条 この助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び経費（以下「助成対象経費」という。）は、交付決定を受けてから令和7年1月31日までに実施する、DXの推

進や高付加価値化に向けた取組に要する経費であって、別表2に掲げるものとする。ただし、観光協会等が実施する取組については、他事業者と連携した取組に限るものとする。

- 2 この助成金の交付を申請する内容と同一の他の補助金（間接補助を含む。）の交付を受けている場合、この助成金の交付対象外とする。

#### （助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成対象経費の額に助成率を乗じた額又は助成上限額のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 助成率及び助成上限額は、別表3に掲げるものとする。

#### （交付申請）

第5条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を、山形県観光施設経営強化支援事業助成金運営事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1) 山形県観光施設経営強化支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 助成事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 申請要件等確認書（別記様式第3号）
- (4) 口座振替申出書（別記様式第4号）
- (5) 経営強化等に資する一定の基準を満たすとして申請する場合は別表5に掲げる書類
- (6) その他事務局が必要と認める書類

- 2 助成対象者は、前項の助成金の交付の申請にあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 第1項の交付申請書は、令和6年4月15日までに提出しなければならない。

#### （交付決定の通知）

第6条 事務局は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、内容を審査し助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付決定の場合は、当該事業の申請者（以下「助成事業者」という。）に別記様式第5号により通知するものとする。

- 2 前項の交付決定にあたり、事務局は、助成金の交付申請の内容を修正して、又は必要な条件を付して助成事業者に通知することができる。

#### （交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、事業費全体の20パーセントを超えない減とする。ただし、助成区分間の増減により助成金の交付額が増額となる場合を除く。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記様

式第6号)及び助成事業変更計画書(別記様式第7号)を事務局に提出しなければならない。

- 3 事務局は、前項の規定により変更承認申請があったときは、内容を審査し変更の承認又は不承認の決定を行い、承認の場合は、変更交付決定を助成事業者に別記様式第8号により通知するものとする。
- 4 規則第7条第1項第1号の規定により助成事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第9号)を提出し、事務局の承認を受けなければならない。

(助成事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8条 助成事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を事務局に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 助成金実績報告書(別記様式第10号)の提出期限は、助成事業完了後30日を経過する日又は令和7年1月31日のいずれか早い日とし、提出すべき書類は、次のとおりとする。

- (1)助成金実績報告書(別記様式第10号)
- (2)実績報告書添付書類確認票(別記様式第11号)
- (3)誓約書(別記様式第12号)
- (4)収支決算書(別記様式第13号)
- (5)その他事務局が必要と認める書類

- 2 助成事業者は、実績報告書の提出にあたり、第5条第2項ただし書の、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第10条 助成事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した助成事業者については、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別記様式第14号)により速やかに事務局に報告しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(助成金額の確定)

第11条 事務局は、第9条の規定により助成金実績報告書の提出があった場合において、当該助成金実績報告書の審査及び必要に応じて現地確認を行い、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の額を確定し、別記様式第15号により通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 事務局は、前条の規定による額の確定を行った場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

る。

(交付決定の取消し)

第13条 事務局は、助成金の交付決定を受けた助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

2 事務局は、前項により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金を助成事業者に交付しているときは、助成金を返還させることができる。

(財産の管理)

第14条 助成事業者は、助成事業によって取得し、または効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 助成事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第16号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(助成金の経理等)

第16条 助成事業者は、助成対象事業に係る関係書類及び帳簿書類を、当該助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 知事は、必要と認める場合は、前項に掲げる書類の提出を助成事業者へ求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月29日から施行する。

別表1 助成対象施設分類表

大分類	中分類	小分類	備考	
観光 地点	歴史・文化	史跡	古墳、貝塚、城跡、古戦場等。	
		神社・仏閣	観光利用の対象として扱っているもの。	
		庭園	一般の方が入場可能な庭園。	
		博物館	博物館等の定めのないものも含む。	
		美術館	ギャラリー、絵画館を含む。	
		記念・資料館		
		動・植物園	サファリパーク、鳥類園を含む。	
		水族館		
		産業観光	産業観光（歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。） 例：ワイナリー、ビール園、酒造見学等。	
		歴史的建造物	歴史的建造物、デザインの優れた建造物（橋や駅、ビル、タワー、ダム等）。歴史的文化的価値のある建造物そのものが観光利用の対象となっているもの。	
	その他歴史			
	温泉・健康	温泉地	温泉法に基づくもの。日帰り温泉など。	
	スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション施設		ゴルフ場、テニス場、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設等。自然歩道、自然研究路を含む。 日常利用の多寡に注意する。（例：ゴルフ練習場は含まない。レジャー的要素がなく日常利用が大半を占める運動用プール等は含まない。河川敷のサイクリングコース等で日常利用者が大半を占めるものは含まない。） スポーツ観戦（野球、サッカー、メジャーゴルフトーナメント大会等）は含まない。
			スキー場	
			キャンプ場	
			マリーナ・ヨットハーバー	
			公園	イベントの開催やピクニック等の目的となる公園を対象とし、施設のない公園や総合運動公園で日常利用者が大半を占めるものは含まない。

観光 地点	スポーツ・レクリ エーション	レジャーランド・遊 園地	<p>【日本標準産業分類における定義】 各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。</p> <p>【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 樹木、池等自然の環境を有し、かつ、有料の各種遊戯施設を配置し、客に娯楽を提供する業務を営む事業所（客が直接に硬貨・メダル・カード等を投入するものを除き、3種類以上の遊戯施設を有するもの）をいう。</p>
		テーマパーク	<p>【日本標準産業分類における定義】 文化、歴史、科学等に関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。</p> <p>【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 入場料をとり、特定のテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連するアトラクションを有し、パレードやイベント等のソフトを組み込んで、空間全体を演出して娯楽を提供する事業所をいう。</p>
		その他スポーツ・レ クリエーション	
	都市型観光 —買物・食等—	地区・商店街	朝市・市場等で日常利用が大半を占めるものは含めない。
		その他都市型観光 —買物・食等—	農水産品等の直売所、物産館等はここに含める。
	その他	他に分類されない観 光地点	道の駅、パーキングエリア、観光果樹園等はここに含める。ただし単なる休憩機能のみの施設は除く。

別表2（助成対象経費）

（1）DXの推進に向けた取組に要する経費
○デジタル技術を活用した経営効率化につながる取組に要する経費 ○デジタル技術を活用した新たなサービス創出や新たな付加価値創出につながる取組に要する経費 ○その他知事が必要と認めるDXの推進に向けた取組に要する経費
（2）高付加価値化に向けた取組に要する経費
○ワーケーションに対応した受入態勢整備や新商品開発等に要する経費 ○マイクロツーリズムに対応した受入態勢整備や新商品開発等に要する経費 ○ユニバーサルツーリズムに対応した受入態勢整備や新商品開発等に要する経費 ○外国人材を受け入れるための環境整備に要する経費 ○その他知事が必要と認める高付加価値化に向けた取組に要する経費

別表3（助成率及び助成上限額）

区分	助成率	助成上限額 (1事業者あたり)
（1）DXの推進に向けた取組に要する経費	2 / 3	100万円 (150万円※)
（2）高付加価値化に向けた取組に要する経費	1 / 2	100万円 (150万円※)

※ 他事業者と連携した取組（面的整備）または、経営力強化等に資する取り組みで一定の基準（別表4）を満たす場合、助成上限額を150万円に引上げ。ただし、助成上限引き上げ要件を複数満たす場合は、どちらか一方の区分の助成上限引き上げを選択すること（1事業者あたりの助成上限額は、（1）と（2）を合わせて250万円まで）。

別表4 経営力強化等に資する取り組みで一定の基準（以下の全ての要件を満たすこと）

視点	番号	要件
会計の視点		
	1	直近1事業年度の貸借対照表を作成していること
	2	直近1事業年度の損益計算書を作成していること
	3	申請日の属する事業年度以降の3事業年度の売上計画書を作成していること
	4	既存借入金の返済予定表を作成していること
	5	直近1事業年度の労働生産性を算出していること
	6	前年の従業員平均給与を算出すること
	7	直近1事業年度のADRを算出すること ※要綱第2条（1）中、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている者に限る
	8	直近1事業年度のRevPARを算出すること ※要綱第2条（1）中、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている者に限る
持続可能性の視点		
	9	「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定を受けていること又は受ける予定であること ※以下の「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定対象施設に限る 1. 宿泊施設（要綱第2条（1）中、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている者） 2. 飲食店（食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の営業許可（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）を得ている施設） 3. 観光案内所（日本政府観光局から外国人観光案内所の認定を受けている施設等） 4. 博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設）
労働環境改善の視点		
	10	労働基準法その他の労働関係法令の遵守について自認を行い、かつ自認書について掲示を行っていること
	11	就業規則を作成し、これを労働基準監督署に届け出、及び従業員への周知を行っていること ※労働基準法上の作成義務がある場合（常時10人以上の労働者を使用する事業場）に限る
	12	36協定届を作成し、これを労働基準監督署に届け出、及び従業員への周知を行っていること ※労働基準法上の作成義務がある場合（労働者に時間外労働または休日労働をさせる必要がある事業場）に限る
	13	変形労働時間制に係る協定届を作成し、これを労働基準監督署に届け出、及び従業員への周知を行っていること ※変形労働制を採用している場合に限る
IT導入の視点		
	14	取引先との連絡手段として電子メールを利用していること
	15	自社サイト等で情報発信を行っていること



別表5 第5条(5)の規定より経営強化等に資する一定の基準を満たすことを示す資料(別表4に関連する書類)

視点	番号	提出書類
会計の視点		
	1	直近1事業年度の貸借対照表
	2	直近1事業年度の損益計算書
	3	申請日の属する事業年度以降の3事業年度の売上計画書
	4	既存借入金の返済予定(借入金がない場合は不要)
	5	直近1事業年度の労働生産性の算出資料(別記様式第17号)
	6	前年の従業員平均給与の算出資料(別記様式第18号)
	7	直近1事業年度のADRの算出資料(別記様式第19号)
	8	直近1事業年度のRevPARの算出資料(別記様式第20号)
持続可能性の視点		
	9	「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定通知書の写し 又は「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の取得計画表(別記様式第21号)
労働環境改善の視点		
	10	労働基準法その他の労働関係法令の遵守していることの自認書(別記様式第22-1号) 及び自認書を掲示している場所の写真(別記様式第22-2号)
	11	就業規則の写し(受付印付)
	12	36協定届の写し(受付印付)
	13	変形労働時間制に係る協定届の写し(受付印付)
IT導入の視点		
	14	取引先との連絡手段として電子メールを活用している資料(別記様式第23号)
	15	自社サイト等で情報発信を行っている資料(別記様式第23号)